

法令順守のための取り組み

社会福祉法人 サン・ビジョン（愛知県）

住 所	愛知県名古屋市東区葵 3-25-23
TEL	052-856-3311
URL	http://www.e-sunlife.or.jp http://www.sun-vision.or.jp
経 営 理 念	<p>法人の理念</p> <ul style="list-style-type: none">・地域とともに少子高齢社会を考え、安心で未来ある街づくりに貢献します。・子どもの無限の可能性を引き出し個々のもつ力をはぐくみ、地域で育てる環境をつくります。・子どもの優しい心、豊かな心、強い心を育てます。・高齢者がもてる力を発揮して、自信と幸福を感じられる生活を支援します。・高齢者の尊厳と自己決定を尊重し、一人一人のライフスタイルを支援します。・職員がプロフェッショナルとして喜びと誇りをもち、自ら改革する力をもてるよう育成します。・法律その他基準に従って、常に組織・運営を見直します。・地域社会の変化と改革の先駆者となります。・社会福祉制度のセーフティネットとしての役割を果たします。 <p>ミッション</p> <p>「少子高齢社会をトータルサポートする。」</p>

事業内容及び定員

- ・特別養護老人ホーム
(20名) 2か所、(29名) 1か所、(30名) 6か所、(54名) 1か所、(80名) 4か所、
(90名) 2か所、(100名) 5か所、(140名) 1か所
- ・介護老人保健施設
(80名) 1か所、(90名) 1か所、(100名) 1か所、(158名) 1か所、
(サテライト型 20名) 1か所
- ・ケアハウス (50名) 2か所、(60名) 1か所、(特定 29名) 1か所
- ・養護老人ホーム (40名) 1か所、(50名) 1か所
- ・認知症グループホーム (9名) 8か所、(18名) 5か所
- ・サービス付き高齢者向け住宅 (22戸) 1か所、(24戸) 1か所
- ・高齢者向け優良賃貸住宅 (43戸) 1か所、(51戸) 1か所、(52戸) 1か所
- ・有料老人ホーム
(住宅型 20戸) 2か所、(住宅型 24戸) 1か所、(住宅型 37戸) 1か所、
(介護付 24名) 1か所、(介護付 36名) 1か所、(介護付 51名) 1か所
- ・生活支援ハウス (10名) 1か所、(15名) 1か所
- ・小規模多機能型居宅介護 (29名) 5か所
- ・ショートステイ
(10名) 9ヶ所、(12名) 1か所、(16名) 1か所、(18名) 4ヶ所、(20名) 3か所
- ・大型デイサービス (100名) 1か所、(150名) 2か所
- ・デイサービス
(10名) 2か所、(15名) 2か所、(17名) 1か所、(18名) 1か所、(30名) 1か所、
(35名) 3か所、(40名) 1か所、(42名) 1か所、(50名) 2か所、(52名) 1か所、
(60名) 1か所
- ・大型デイケア
(150名) 1か所、デイケア (30名) 1か所、(60名) 2か所
- ・生活支援短期通所事業 (2名) 1か所、生活支援通所事業 (10名) 1か所
- ・訪問リハビリ 3か所、訪問介護 2か所
- ・居宅介護支援センター 16か所
- ・在宅介護支援センター 1か所、地域包括支援センター 4か所、
- ・一般賃貸住宅 (10戸) 1か所、(63戸) 1か所、福祉用具レンタル 1か所、
- ・認定こども園
(60名) 1か所、(69名) 1か所、認可保育園 (90名) 1か所、(120名) 1か所、
学童保育所 (56名) 1か所
- ・多世代交流による地域活性化の事業 1か所
- ・農業事業 (地域貢献事業) 1か所

**収入
(法人全体)
平成27年度決算**

① 社会福祉事業	11,970,515,269 円
② 公益事業	3,488,018,277 円
③ 収益事業	117,683,636 円
合計	15,576,217,182 円

**職員数
(法人全体)**

2,335 名 (非常勤含む)

当面する
経営課題

- 1 経営力の向上
- 2 介護サービスの向上
- 3 保育・子育て支援の向上
- 4 労務管理・人材育成
- 5 社会貢献事業の推進

取り組みに
着手した
理由、背景

介護事業運営の適正化を図るため、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行により、すべての介護事業者に業務管理体制の整備及び届出が義務化されることとなった。これに伴い当法人は「内部ケアサービス監査」を行っている。この監査がより有効に実施され、効果を生み出すための方法を検討している。

取り組みの
現時点
での効果

1つの事業所にかかる監査時間を増やし、確認する点を詳細に決め、事前・当日に確認することで、長所・短所の明確化が図られた。

<事例テーマ>

法令順守のための取り組み

<はじめに>

介護事業運営の適正化を図るため、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行により、すべての介護事業者に業務管理体制の整備及び届出が義務化されることとなった。これに伴い当法人は、「内部ケアサービス監査」を行っている。この監査がより有効に実施され、効果を生み出すための方法を検討している。

<実施① 監査前>

内部ケアサービス監査を行う上で、事業所からの事前提出書類としては、①平成 28 年度施設長質問事項、②各職種チェック表、③28 年度事業計画、④事業報告書用に提出した改善報告書、を定めている。

ほかに、施設巡視チェック表を監査当日の監査員使用資料として行っている。

②では、介護・看護・相談員・介護支援専門員・事務員等の職種毎で用紙を定め、介護保険法・労基法・経理規定等を含む視点で確認項目を決めた。

<実施② 監査当日>

これらの資料・書類をもとに、監査当日は ①監査内容説明、②前年度内部ケアサービス監査指摘事項の改善確認、③施設見学・業務確認・質疑応答、④施設長面談を平成 28 年度施設長質問事項を基に実施、⑤ケアサービスの確認を各職種チェック表（ケアプラン、食事関係、リハビリ関係、各種書類、ポイントケア、ノーリフト等）を基に実施し、最後に⑥講評の手順で行った

実施時間は1事業所あたり概ね1時間から1時間20分、複数の事業所を持つ建屋では合計で5時間程度を要した。

<実施後>

各種チェック表の職種・確認事項を細分化したことで、事前の確認と監査当日の確認事項が明確になった。監査・非監査側が視点を事前に共有することで、監査時に監査側から指摘される非監査側の長所・短所の理解が進んだ。

監査実施の概ね2ヵ月後に、指摘された事項について進捗を確認する機会を定めている。そこで指摘された点が改善されていることが確認され、この内部監査の実施が有効であることを確認した。

<最後に>

これらの PDCA サイクルをまわすことにより、今後いっそうの介護保険関連法の遵守、経営分析・経営戦略の実践、職員の管理、ケアサービスの質の安定を目指している。

以上